平成２１年（フ）第３４６号
和歌山県紀の川市打田1217番地の14、開始決定時の住所和歌山県紀の川市上野180番地１
破産者　大平　尚茂
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３６４号
和歌山市加納369―１　カトル・セゾン205号室、開始決定時の住所和歌山市府中720―１
破産者　児玉　和宏
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７６号
和歌山県紀の川市窪228番地
破産者　橋爪　理和
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８２号
和歌山県紀の川市古和田９番地３、住民票上の住所和歌山県岩出市山980番地の２
破産者　髙田　直美
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１９６号
大分県臼杵市野津町大字王子3078番地
破産者　工藤　美加
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７０６号
福岡県春日市下白水北７丁目43番地
破産者　古川　　猛
１　決定年月日　平成21年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５２号
山形市蔵王半郷1033番地
破産者　井上　誠一
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５１号
山形市大字千手堂112番地の１
破産者　佐藤　正博
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６８号
山形市飯田西４丁目５番22号
破産者　安達　ルミ
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６９号
山形市千歳２丁目13番10号
破産者　吉田　茂幸
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１６９８号
堺市東区白鷺町３丁18番１―302号
破産者　池淵　幸男
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９３号
大阪市平野区加美東４丁目３番16―404号、前住所大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25号マンション太平３号館530号
破産者　永幡　和敬
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第３００号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目1002番地５、開始決定時の住所鳥取県鳥取市美萩野２丁目91番地
破産者　遠藤　**隆**三
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４１９号
福岡市中央区福浜１丁目26番13―302号
破産者　竹之下龍一
１　決定年月日　平成21年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７６号
千葉県船橋市二和東６丁目41―25　ライオンズマンション三咲306号、開始決定時の住所埼玉県三郷市彦成３丁目10番16―506号
破産者　岡田　武紀
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
新潟県新潟市秋葉区大蔵1127番地１　ハイタウンもみの木102号、開始決定時の住所新潟県新潟市秋葉区朝日150番地３
破産者　長谷川　貢
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８９号
新潟県新潟市秋葉区大蔵1127番地１　ハイタウンもみの木102号、開始決定時の住所新潟県新潟市秋葉区朝日150番地３
破産者　長谷川順子
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４７６号
秋田市将軍野青山町13番16号
破産者　佐藤　　俊
１　決定年月日　平成21年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１号
秋田市楢山石塚町11番11号　ルーミー206102号
破産者　佐藤　光枝
１　決定年月日　平成21年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部